

文書による質問書

2015年4月21日

私は、市民生活の向上を願いながら文書質問を行います。

3月25日に内示されました「人事異動」を見て、私は頭が混乱してしまいました。

「人事異動内示」には今までにはない内容が示されています。

なぜ突然、学校の教職員が行政機関の課長職に就くのか、

しかも「新採」という表示は何を意味しているのか、

何をめざし、何を目的にこのような人事が必要なのか、この間、何があったのか、

そして同時に、組織見直し以降、なぜこのような考え方についての説明が何らされなかったのだろうか不思議に感じたところです。

そこで、以下、項目に沿って質問したいと思います。

第1点目は、組織見直しについて伺います。

3月に示されています「組織機構の見直し」では、

「学校教育課」を新設するとし、「管理課を学校教育課に名称を改め、管理課の所掌する教育委員会の総務事務及び教育施設整備事務を教育総務課に移管し、学校教育に関する事務を所掌する」としています。

そして、「教育委員会事務局に設置する室・係等」では、「管理課を廃止し、教育総務課、学校教育課を新設する目的を達成するため、必要な室、係等を設置する。」ともふれています。

私の疑問は、この段階で今日の人事異動を想定していたのかという点です。

この組織見直しを想定した時点で、内部人事ではなく移入人事を想定していたのかどうか、同時に、この課の仕事の内容、教育委員会内部での位置付けなどについては、どのようにイメージされたのか明らかにしていただきたいと思います。

第2点目は、なぜ、学校現場からの登用が必要なのかについて伺います。

新設される「学校教育課」はこれまで管理課が所掌していた事務の一部を所掌することとされています。

私は、これまでよりも所掌する事務と役割が明確になったと感じています。

しかし、その新設された課長には学校現場からの登用ということになるわけです。

私は、なかなか理解が進みません。

なぜ、学校現場からの登用が必要なのか、

学校現場からの登用でなければならない職務内容や権限が求められるということなのか、少なくとも明確にならなければ、これまでの管理課長の内部登用は間違った人事ということになってしまうのではないかと感じます。

何のために、何を目指した課長職登用なのか、学校現場経験がなければならない理由はどこにあるのか、教職員経験がなければ勤まらない職域なのか、明らかにしていただきたいと思います。

第3点目は、身分の関係等について伺います。

まず、基本的なことについて伺います。

申し上げるまでもなく、学校教職員は県の職員という身分です。

その県の職員を退職して市の職員に任用するという事なのですか、それとも、県との間に協定のようなものがある、いわゆる「人事交流」のような形で、一定期間が過ぎれば学校に戻っていくという類のものなのかについて、明確にさせていただきたいと思ひますし、協定書などがあれば併せて示してさせていただきたいと思ひます。

もう一つは、この一連の人事について、教育委員会ではどのように議論がなされてきて、どういった整理がなされたのかについて、きちんとお示しさせていただきたいと思ひます。

そしてこの項の最後に、この「学校教育課長」のポストは、以降はずっと学校教育経験者が担っていくことになるのか、その際のルールはどのようになるのかについても、明確にさせていただきたいと思ひます。

あわせて、関係する機関どうしの間では、どういった確認がされてきているのか、具体的な内容も含めて明らかにさせていただきたいと思ひます。

第4点目は、職員採用について整理が必要ではないかという点について伺ひます。

「人事異動内示」では、新たに課長となられる方は「新採」という表示がなされています。

私は、この意味がなかなか理解できません。

「長井市職員の任用に関する規則」第6条では、選考により採用する職として、「行政職給料表第3級以上の職」については、競争試験によらないで選考により採用することができるとしています。

この度の異動は、この規則に当てはめた内容になるのか、或いは他に何らかの規定等があるなされたものという形になるのか、判断がつかいません。

何に基づいた採用ということになるのか、根拠も明示して明らかにさせていただきたいと思ひます。

第5点目は、議会との関係について伺ひます。

私は、文教常任委員会に所属しておりますが、これまでの常任委員会協議会等でどういった内容の説明があったのかを振り返った時、人事異動内示に示された内容の説明は一切なされてきてはいないと記憶しています。

これはどういうことなのでしょう、私は正直不信感を抱かざるを得ません。

当該の所管する常任委員会にも全く説明しないままに新たな組織改編を行うということがかつてあったのでしょうか。私は否と言わなければなりません。

この間のことについては、あつてはならないことと私は考えます。

当局の説明責任を全く果たしていないと断じなければなりませんし、言語道断と言わなければなりません。

議会に対して、きちんと陳謝すると同時に、これまでの一連の経過や考え方について丁寧に説明すべきです。

教育委員会としての対応を示してさせていただきたいと思ひます。